

第3次平川市長期総合プラン等策定支援業務 仕様書**1. 業務名**

第3次平川市長期総合プラン等策定支援業務

2. 業務の目的

平川市では、現行の第2次平川市長期総合プラン（以下、総合計画を「総合プラン」という。）の計画期間が令和8年度で終了するため、新たなまちづくりの指針となる第3次総合プランの策定を予定しており、準備を進めている。本策定支援業務においては、第3次総合プランに加え、同時に第3期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）も策定対象とする。また、令和7年度末に本業務外で策定を予定している第5次平川市行政改革大綱（以下、「行革大綱」という。）についても総合プランに統合または融合して取り込み、「平川市経営戦略（仮称）」（以下、「経営戦略」という。）を策定する。

については、策定に必要な業務の一部を委託することに関して、受託事業者の募集や選定に関して必要な事項を定めるものである

3. 業務期間 令和7年12月1日から令和9年3月31日まで（予定）**4. 業務の概要****（1）基礎調査****① 市の現況把握**

- ・国、県、市等の既存資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とすること。
- ・人口の分析及び推計を実施すること。
- ・類似団体及び近隣自治体との比較を通して、市の特徴や課題等を評価・検証すること。

② 現行計画の把握・分析

- ・第2次総合プラン：現行計画の施策、指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証すること。
- ・第2期総合戦略：具体的な取組の進捗状況やKPI等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証すること

③ 社会経済の動向整理

- ・10年後の将来を見据え、国・県、社会、経済の動向を整理し、踏まえておくべき点を提案すること

④ 市民意識の把握・分析

- ・令和7年9月に当市が実施する市民意識調査をはじめ、他計画で取得したアンケート結果を整理すること。
- ・追加アンケートを実施する場合は、調査票の作成、集計及び分析を行い、踏まえておくべき点を提案すること。追加アンケートの印刷、送付は平川市が行う。

（2）市民参画**① 市民ワークショップ（全4回程度開催想定）**

- ・まちの将来像や方向性を市民とともに考える機会を設定し、実施にあたって必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等）を行うこと。
- ・実施後、計画への反映を検討できるよう整理すること。

② パブリックコメント

- ・総合プラン基本構想案または前期基本計画案に対するパブリックコメント実施に関する支援を行うこと。

（３）各種会議の運営支援

① 平川市総合計画審議会（全７回程度開催想定）

- ・審議会の会議資料の作成、随時会議への出席、意見整理等会議に必要な支援を行うこと。

② 庁内会議

- ・平川市総合計画等策定会議及び部会の企画設計、会議資料の作成、随時会議への出席、意見整理等会議に必要な支援を行うこと。

（４）計画の策定

① 総合プラン基本構想の策定

- ・将来像、基本理念、政策目標の設定支援
- ・施策体系に関する提案
- ・基本構想素案の提案
- ・市議会（令和８年９月を想定）への提案資料の作成

② 前期基本計画の策定

- ・目標、現状と課題、成果指標、取組内容の設定支援
- ・成果指標の現状値把握（市民意識調査）
- ・基本計画素案の提案

③ 人口ビジョンの改訂

- ・将来人口の推計と分析
- ・目指すべき将来の方向と将来展望を整理

④ 総合戦略の策定

- ・施策の進捗状況の確認
- ・新たな長期総合計画と連動した施策方針、K P I 見直しの検討
- ・取組内容やそれに関連するK P I 等の提案

⑤ 行革大綱との整合、統合または融合

- ・令和８年３月までに総務部総務課で策定予定となっていることから、総合プランとの整合、統合または融合を図る。

⑥ 経営戦略の最終化

- ・序論、参考資料の素案の作成
- ・本項（１）から（３）までの結果を踏まえ総合プラン、総合戦略及び行革大綱が一体の冊子となった計画素案の作成・調整
- ・ビジュアルを重視した概要版の提案

⑦ デザイン

- ・印刷原稿のデザイン、レイアウトを含む印刷原稿（データ）の作成

（５）打合せ協議

- ・協議・打合せは、業務着手時、審議会前及び随時に行うものとする。
- ・打合せは状況に応じウェブ会議も可とする。

5. 成果品

- (1) 経営戦略原稿及び印刷データ
- (2) 概要版の原稿及び印刷データ
- (3) その他、平川市からの求めにより業務遂行上作成した資料

6. 機密保持

本業務の履行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報は、第三者に漏らし又は業務の範囲を超えて利用してはならない。本業務終了後も同様とする。

7. その他

- (1) 本業務で作成された成果品の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め、市に帰属する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は明記されていない事項及び業務執行中に疑義が生じた事項は市と受託者双方協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務の履行過程において、市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査を実施すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合は、その出典を報告書に明記すること。
- (6) 業務に必要な資料の収集に要する証明書等の交付は、受託者の申請によること。
- (7) 本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

8. 連絡・お問い合わせ先

担当課 平川市総務部政策推進課政策推進係

住 所 〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山2 5 番地 6

担 当 ●●

連絡先 T E L 0172-44-1111 (内線●・●)
0172-55-5737 (直通)

F A X 0172-44-8619

Email seisaku@city.hirakawa.lg.jp